

お知らせ

もの忘れ検診が始まります

認知症は、誰もがなりうるものであり、あなたの家族や身近な人が認知症になる可能性もあります。早めに気付き必要な対応をすることで、認知症の進行を遅らせることにつながります。区は、今年度から、もの忘れ検診を実施します。詳細は区☎(コード①)をご覧ください。



- 📅 6月1日(土)～7年2月28日(金)
- 📍 区内契約医療機関(一覧を受診券に同封)
- 🏠 問診、認知機能検査
- 👤 検診時、区に住民登録があり、7年3月31日現在、67・70・73・76歳(既に認知症の診断済みのかたは受診できません)
- 💰 無料(精密検査・治療を受ける場合は保険診療あり)

- 検診結果は確定診断ではないため、運転免許の認知機能検査の証明には使用できません
- もの忘れによる生活上の困り事などは、最寄りの地域包括支援センター(コード②)へご相談ください



対象者には5月末までに受診券を郵送します

対象者で受診券が届かない場合、または5月以降に転入された対象者はご連絡ください。

☎福祉総合課認知症施策推進係 ☎5722-9702、☎5722-9062

講演・講習

高齢者の介護予防・健康づくりの自主グループ活動を応援します

介護予防や健康づくりのための自主活動をしている団体を支援します。申し込み方法など詳細は、区☎(コード③)をご覧ください。



介護予防出前講座

地域で自主的に活動する団体へ専門職が出向き、運動機能向上・口くう機能向上・低栄養予防に関する講話を行います。

- 👤 次の①②全てを満たす団体
 - ① 構成員の半数以上が65歳以上の区民である
 - ② 主に区内で活動し、参加人数がおおむね5人以上
- 📅 派遣回数 1団体につき年2回まで(1回1～2時間程度)

地域介護予防活動助成

活動を実施するための会場や講師、必要と認められる消耗品や備品などの費用を助成します。

- 👤 次の①～④全てを満たす団体(他にも要件あり)
 - ① 構成員の半数以上が65歳以上の区民である
 - ② 主に運動プログラムを実施している
 - ③ 年間を通じて週1回の活動を継続して実施
 - ④ 区または他の団体から助成を受けていない

📄 限度額 1団体につき年間3万円
 👤 団体数 25団体(先着。審査の上決定)



リハビリテーション専門職派遣

理学療法士を派遣し、より安全で効果的なプログラムの提案や運動のアドバイスをを行います。

- 👤 次の①～③全てを満たす団体(他にも要件あり)
 - ① 週1回程度、主に介護予防に係る運動プログラムを実施
 - ② 参加人数がおおむね3人以上
 - ③ 構成員の半数が区民である
- 📅 派遣回数 1団体につき年2回まで(1回2時間程度)

☎介護保険課介護予防係 ☎5722-9608、☎5722-9716

お知らせ

国民健康保険給付制度のご案内

国民健康保険は、医療費の一部負担金(2～3割)で診療を受けられるほか、次の給付制度があります(申請は2年以内)。詳細は区☎(コード④)をご覧ください。



療養費

旅先(海外を含む)での急病等、緊急やむをえない理由で、被保険者証を提示せずに診療を受け、医療費の全額を支払った場合や、医師の指示で治療用装具を作製した場合などの保険給付相当額を支給します。また、医師が必要と認めた、はり・きゅう、マッサージ、柔道整復師の施術費、輸血(生血)の費用、治療用装具の費用も支給される場合があります。

高額療養費

1カ月の医療費の一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合に差額を支給します(入院時の食事代や保険診療外の費用は対象外)。対象者に診療を受けた3・4カ月後に申請書を送付します。

また、マイナ保険証を利用すると、事前の手続きなく、医療機関などの窓口で高額療養費制度の限度額が適用されます。

出産育児一時金

加入者が出産した場合、50万円(出産日が5年3月31日以前は42万円)を支給します(他の健康保険から支給される場合は対象外)。

医療機関などでの手続きにより、支給される出産育児一時金を、直接医療機関に出産費用として支払う制度があります。

限度額適用認定証の交付

限度額適用認定証を提示すると、1カ所の医療機関での入院や通院にかかる1カ月当たりの医療費の一部負担金の支払いが、自己負担限度額まで(非課税世帯は入院時の食事代も減額)になります。オンライン申請で交付することができます(コード⑤)。ただし、保険料の滞納がある場合は、原則として交付できません。



葬祭費

亡くなった加入者の葬儀を行ったかたに7万円を支給します(他の健康保険から支給される場合は対象外)。

☎国保年金課給付係 ☎5722-9811、☎5722-9339